

# 岐阜県公報

## 目 次

### 公 示

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第十三条第一項の規定に基づく公告

(廃棄物対策課)

ページ  
一

号 外 (一) 令 和 四 年 八 月 三 十 一 日

### 公 示

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第十三条第一項の規定に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第十三条第一項後段の規定により、次のとおり公告する。

令和四年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

#### 一 講ずべき措置の内容

養老郡養老町蛇持字新栄二百九十八番地五において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	定格容量	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等			
		製造者	型式	製造年	台数
コンデンサー	五〇kV	松下電器産業株式会社	ZB 六五〇三年	一九七〇年	一台
ヒューズ（トランス）	不明	不明	不明	不明	一台
					七・五kg

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物には、表中の廃棄物を保管する容器を含む。）

二 措置の期限

令和四年九月三十日

三 知事による措置

保管事業者が一の措置を二の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することができる。

四 問い合わせ先

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

電話 ○五八 二七二 八二二七

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第十三条第一項の規定に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確認することができないので、同法第十三条第一項後段の規定により、次のとおり公告する。

令和四年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 講ずべき措置の内容

中津川市手賀野十八番地七において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類		高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等			
コンデンサー	定格容量	製造者	型式	製造年	台数
A	五〇kV	東京芝浦電気株式会社	SRT R A 六 E	一九六六	一台
					総重量
					四一kg

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物には、表中の廃棄物を保管する容器を含む。）

二 措置の期限

令和四年九月三十日

三 知事による措置

保管事業者が一の措置を二の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することができる。

四 問い合わせ先

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

電話 ○五八 二七二 八二二七